

立正大学校友会特別助成に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この助成は、立正大学校友会活動の活性化に大きく貢献した会員への顕彰と、在学生の課外活動振興・健全な活動の維持・向上・奨励を図るための、諸活動にかかわる経費の一部助成を行うことを目的とする。

(適用)

第2条 この助成は、立正大学校友会会員ならびに「認定団体」およびその部員（会員）、統括団体本部に適用する。原則として、強化クラブおよびその部員には適用しない。

(申請)

第3条 申請の受付は、原則として当該年度の第1期については4月から6月、第2期については9月から11月とし、所定の用紙により申請する。ただし、校友委員会委員長校友委員会副委員長（校友会担当副学長）が協議の上、申請期間以外に申請を受け付ける事がある。

(助成対象)

第4条 この助成は、下記の項目を対象とする。ただし、原則として単年度を前提とする。

(1) 奨励助成

校友会会則第4条第7項ならびに第11条に基づき、校友としての主体的精力的研鑽によって立正大学の名を広く世間に知らしめ、校友会活動活性化に大きく貢献した会員を奨励する。公式試合・コンテスト等で優勝・入賞・昇格等すぐれた成績をおさめた場合、これを奨励する。

(2) 運営助成

①大会出場費

（公式試合・コンテスト・研究発表等の全国大会等の出場に伴う旅費交通費の一部）

②備品購入費

（原則として統括団体の備品・機材購入費の一部）

③記念行事費

（設立10周年以上の記念行事に伴う学外会場費、または記念出版物刊行費の一部。
なお、同一団体が複数回申請を行う場合、助成対象となる記念行事は前回の助成より10年以上経過したものとする）

④その他

（特別な調査・研究活動に伴う出版物刊行費の一部、または5年以上継続して刊行している研究発表を主とした機関紙の記念特集号出版刊行費の一部）

(事務取扱)

第5条 事務取扱は、学長室校友課で行う。

(審査)

第6条 審査は、原則として6月と12月の校友委員会が行う。ただし、申請期間以外に申請を受付けた場合は、校友委員会委員長と校友委員会副委員長（校友会担当副学長）が協議の上、決定することができる。

この場合、校友委員会委員長は校友委員会でこれを報告しなければならない。

（支給）

第7条 助成金は、原則として6月と12月に支給する。ただし、支給された場合は、課外活動特別助成の併用は出来ない。

（報告義務）

第8条 この助成を受けた団体または部員（会員）は、事後速やかに報告書を提出しなければならない。ただし、大会出場費に関しては結果報告書を、出版刊行物に関してはその出版物2冊を添付することとする。

（改廃）

第9条 この申し合わせの改廃については、校友委員会の議を経るものとする。

附 則

この申し合わせは、平成25年12月18日制定、平成26年4月1日より施行

平成 年 月 日

立正大学校友委員会委員長 殿

校友会会員氏名 印

団体名

顧問・副顧問名 印

課外活動特別助成申請書

1. 申請項目 (1) 奨励助成
(2) 運営助成
① 大会出場費 ② 備品購入費 ③ 記念行事費
④ その他 ()

2. 申請金額 _____円

3. 申請内容 (品名・刊行物名・数量・対象者名)

4. 申請事由

5. 添付書類

大会出場費：大会パンフレット、旅費交通費決算書
備品購入費：カタログ、見積書、使用計画書
記念行事費：事業計画書、予算書
印刷出版物：出版企画書、見積書
そ の 他：委員会が求める資料